

児童福祉施設等に係る基準省令の改正状況(令和7年度改正分)

	省令の名称	改正の概要	施行日	対応する条例の名称	条例改正の考え方・対応	担当課
1	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和七年内閣府令第八十二号)	【保育所等における低年齢児の健康診断】 保育所及び家庭的保育事業所等の利用者に対しては、学校保健安全法に準じて健康診断を行う必要があるが、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされた。 ※健康診査の情報提供について保護者の同意を要する。 【指定児童発達支援事業者における低年齢児の健康診断について】 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援事業を行う者は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、児童発達支援センターの長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。	令和7年9月16日	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例 (保育所、家庭的保育事業等) (指定児童発達支援事業)	改正しない	保育幼稚園指導課
2	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)	【職員による虐待の通報義務の制度化に伴う条ずれ対応】 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の制度化による児童福祉法の改正に伴う、引用条文の条ずれの対応。 【地域限定保育士の一般化】 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化したことに伴い、保育所等の各施設等に置かなければならないとされている保育士に地域限定保育士を追加。 【地域限定保育士の追加】 特に保育人材が不足するおそれ大きい地域において、集中的に保育人材確保に取り組むことができる制度として、地域限定保育士制度が創設された。この制度により、認定を受けた地方公共団体において地域限定保育士試験の実施が可能となり、地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り業務を行うことができることとなった。 当該事情に鑑み、指定児童発達支援及び指定放課後等ディサービスの提供にあたる保育士の定義に地域限定保育士を追加。 【母子生活支援施設における職員の資格要件の追加】 保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要であることから、国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、母子生活支援施設に配置される母子支援員の資格要件に「認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」が追加。	令和7年10月1日	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例 (保育所、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業) (指定児童発達支援及び指定放課後等ディサービス) (母子生活支援施設)	改正しない 改正しない	保育幼稚園指導課 子育て支援課
3	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和7年内閣府・文部科学省令第2号)	【虐待の禁止に係る規定の追加】 児童福祉法に保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を制度化されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に虐待の定義や通報義務等の規定が追加。 これにより、幼保連携型認定こども園の運営基準に虐待禁止の条文を追加。 ※本改正までは、保育所の基準を準用していた。 【地域限定保育士の一般化】 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化したことに伴い、副園長又は教頭の資格要件のうち、「保育士登録を受けた者」の要件について、「地域限定保育士の登録を受けた者」も資格要件を満たすよう改正。 ※園長と保育教諭の資格は基準府令ではなく法律等に規定があり、こちらも同様の改正がなされている。	令和7年10月1日	高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例 (幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園)	改正しない	保育幼稚園指導課
4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(令和7年内閣府・文部科学省告示第1号)	【職員による虐待の通報義務の制度化に伴う条ずれ等の対応】 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の制度化による児童福祉法等の改正に伴う、引用条文の条ずれ等の対応。 【地域限定保育士の一般化】 地域限定保育士制度が一般化されたことに伴い、満三歳未満の子どもの保育に従事する者が保有しなければならない資格に地域限定保育士を追加。	令和7年10月1日		改正しない	保育幼稚園指導課

	省令の名称	改正の概要	施行日	対応する条例の名称	条例改正の考え方・対応	担当課
5	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和七年内閣府令第九十二号)	【こども家庭ソーシャルワーカーの追加】 こども家庭庁管轄の認定資格として、令和6年度からこども家庭ソーシャルワーカーが設けられたことに伴い、児童指導員の資格にこども家庭ソーシャルワーカーを追加。	令和8年3月1日	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例	改正しない	子育て支援課
		【母子生活支援施設における職員の資格要件の追加】 母子生活支援施設に配置される職員(母子生活支援施設の長及び母子支援員)について、その資質の向上とともに、専門性の確保を図るため、当該職員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」が追加。		(指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス) (母子生活支援施設)	改正しない	子ども政策課
6	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第96号)	【乳児等通園支援事業の給付事業化に伴う文言整理等】 令和8年4月1日から、子ども・子育て支援法に基づく給付事業として特定乳児等通園支援事業が新たに位置づけられるが、これに伴い利用定員などの定義を追加するなどの文言整理等がなされた。	令和8年4月1日	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例 (特定乳児等通園支援事業)	改正しない	保育幼稚園指導課
7	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令(令和8年内閣府・文部科学省令第2号)	【主務保育教諭等の新設】 令和8年4月1日より、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、主務教諭等の新たな職種が追加。 これに伴い、学校でもある幼保連携型認定こども園の基準府令にも主務保育教諭等などの文言が追加。 【学級編制】 幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するために、満3歳以上の学級編制基準が35人から30人に引下げられた。 ※令和14年3月31日まで経過措置により35人でも可。 ※本市においては、満3歳以上満4歳に満たない子どもについては25人との独自基準あり。	令和8年4月1日	 高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例	学級編制については、条例改正を要する。	保育幼稚園指導課
8	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(令和8年内閣府・文部科学告示第1号)	【主務保育教諭等の新設に伴う保育士の資格を有する者と扱う者の経過措置規定の改正】 令和8年4月1日より、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、主務教諭等の新たな職種が追加。 これに伴い、現に主幹養護教諭及び養護教諭として従事しているもの以外の養護教諭等の普通免許保有者を保育士としてみなすことができる現行の特例規定に、主務養護教諭が追加。 【学級編制】 幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するために、満3歳以上の学級編制基準が35人から30人に引下げられた。 ※令和14年3月31日まで経過措置により35人でも可。 ※本市においては、満3歳以上満4歳に満たない子どもについては25人との独自基準あり。	令和8年4月1日	(幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園)	学級編制については、条例改正を要する。	保育幼稚園指導課

	省令の名称	改正の概要	施行日	対応する条例の名称	条例改正の考え方・対応	担当課
9	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和8年内閣府令第10号)	【専門職の活用について】 インクルージョンの観点から、理学療法士や作業療法士等であって、子育てに関する知識及び経験を有する者を1人に限って保育士とみなすことができるよう改正。 【満3歳児以上4歳未満の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定】 ・満3歳児以上4歳未満の幼児に対しては保育士を15:1で配置しなければならないが、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間従前の基準である20:1の配置基準を適用することができる経過措置を規定している。 ・国の調査により、令和7年7月時点で15:1以上の手厚い配置をしている園が97.2%となっているため、当分の間とされていた経過措置の終期を令和10年3月31日にする旨改正。	令和8年4月1日 ※満3歳児以上4歳未満の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定については、公布の日である令和8年3月16日	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例 (保育所、家庭的保育事業等)	改正しない	保育幼稚園指導課
10	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和8年内閣府・文部科学省令第4号)	【専門職の活用について】 インクルージョンの観点から、理学療法士や作業療法士等であって、子育てに関する知識及び経験を有する者を1人に限って保育士とみなすことができるよう改正。 【満3歳児以上4歳未満の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定】 ・満3歳児以上4歳未満の幼児に対しては保育士を15:1で配置しなければならないが、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間従前の基準である20:1の配置基準を適用することができる経過措置を規定している。 ・国の調査により、令和7年7月時点で15:1以上の手厚い配置をしている園が97.2%となっているため、当分の間とされていた経過措置の終期を令和10年3月31日にする旨改正。	令和8年4月1日 ※満3歳児以上4歳未満の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定については、公布の日である令和8年3月16日	高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例	改正しない	保育幼稚園指導課
11	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(令和8年内閣府・文部科学省告示第2号)	【専門職の活用について】 インクルージョンの観点から、理学療法士や作業療法士等であって、子育てに関する知識及び経験を有する者を1人に限って保育士とみなすことができるよう改正。 【満3歳児以上4歳未満の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定】 ・満3歳児以上4歳未満の幼児に対しては保育士を15:1で配置しなければならないが、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間従前の基準である20:1の配置基準を適用することができる経過措置を規定している。 ・国の調査により、令和7年7月時点で15:1以上の手厚い配置をしている園が97.2%となっているため、当分の間とされていた経過措置の終期を令和10年3月31日にする旨改正。	令和8年4月1日 ※満3歳児以上4歳未満の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定については、公布の日である令和8年3月16日	(幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園)	改正しない	保育幼稚園指導課

	省令の名称	改正の概要	施行日	対応する条例の名称	条例改正の考え方・対応	担当課
12	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則(令和七年内閣府令第百四号)	【児童対象性暴力等の禁止等規定の追加】 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という)の施行に伴い、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用児童等と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童等に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨が追加。	令和8年12月25日	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例	改正しない	保育幼稚園指導課
		【児童対象性暴力等の防止に係る条文の追加】 改正児童福祉法第二十一条の五の十八第四項において、指定障害児通所支援事業者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律で定めるところにより、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を行う規定を新設したことに伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を行う旨の規定を設ける。		(保育所、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業) (指定障害児通所支援事業)	改正しない	子育て支援課
13	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和7年内閣府・文部科学省令第5号)	【児童対象性暴力等の禁止等規定の追加】 こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨が追加。	令和8年12月25日	高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例	改正しない	保育幼稚園指導課
14	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(令和7年内閣府・文部科学省告示第3号)	【児童対象性暴力等の禁止等規定の追加】 こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨が追加。	令和8年12月25日	(幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園)	改正しない	保育幼稚園指導課